

立法

共謀罪の危険性

2017.4.9.

京都大学教授

高山 佳奈子

【悲報】

無理やりに

質問全部終了

清瀬君の審議延期動議敗れ

修正案討論に入る

治安法案委員会

治安法案委員会は大日本憲法
會失つては内閣より議院の組織

議院の審議上重大問題であるから
政府側が此の點で明確な解釋を
提出するまで審議を中止しては

世論の反對に背いて

治安維持法可決さる

必死の反對も空しく

與黨も本黨も總起立して

三派の修正案通りに決定

衆議院本會議

「本會議の経過」 衆議院本會議は
昨日午後二時開議

田淵興吉君の演説 衆議院
本會議は本日午後二時開議

私は本日第一條の審議を終りて
衆議院本會議は昨日午後二時開議
の事はないが第一條の審議は
あると言つたのである之に議員
會に於いては小川議員も述べた
ではないか國體に關する問題は

衆議院本會議は昨日午後二時開議
の事はないが第一條の審議は
あると言つたのである之に議員
會に於いては小川議員も述べた
ではないか國體に關する問題は

共謀罪とは？

- 英米法のコンスピラシー（conspiracy）という犯罪類型
一定の犯罪を行うことを「共謀」することによって成立する罪
「準備行為」が要件とされる例もある
- 司法取引の制度のある国々で使われている
- 既遂—未遂—予備 と時間的に遡って「実質的な危険」を処罰する
日本法の考え方に合わない
- 日本法でいかなる名前を付けようが、国際条約との関係で本法案は
"conspiracy law" そのもの

「共謀罪を限定した」はウソ (1)

- 適用対象となる「**組織的犯罪集団**」が無限定！
（テロリズム集団「その他」）
どのような組織でも、ある時点からそのように認定されうる

理由：組織的犯罪処罰法についての最高裁判例がそうなっていて、
法案にも限定がないから

最高裁平成27年9月15日決定（組織的詐欺罪）：ある組織がもともと
は詐欺罪を実行するための組織でなかったとしても、客観的に
詐欺にあたる行為をすることを目的としてなり立っている組織は
該当し、中に詐欺のことを知らないメンバーがいても関係ない

「共謀罪を限定した」はウソ (2)

- 適用対象となる犯罪計画の「合意」が無限定！ SNSや目配せが該当するのはもちろんのこと、全員一度に合意する必要もない

理由：共謀共同正犯についての最高裁判例がそうなっていて、法案にも限定がないから

○ 黙示の共謀

○ 順次共謀

○ 未必の故意による共謀等、全部含まれる

※ 共謀共同正犯：複数名の共謀後、1名の実行で全員が正犯

「共謀罪を限定した」はウソ (3)

- **「実行準備行為」が無限定！**
法案には例示が挙げられているが、「その他」があるので意味がない

理由：予備罪や抽象的危険犯の成立要件とされる一定の危険性を備えないものが対象だから

※ 最高裁判例は抽象的危険犯に関し、観念的な危険では足りず実質的な危険がないと処罰できないとしている → 共謀罪の適用例が出た場合、裁判で**憲法違反性**を主張できる

平成 29 年 3 月 31 日

党所属国会議員 各位

自由民主党
政務調査会

「テロ等準備罪」関連資料の送付について

日頃から政調の活動にご協力いただき、心から御礼申し上げます。

さて、3月21日に「組織犯罪処罰法改正案」（いわゆる「テロ等準備罪」の法案）が閣議決定され、国会に提出されました。

この法案への理解を広げるためには、「テロ等準備罪」の法案の必要性や内容について国民に分かりやすく丁寧な説明をすることが必要です。つきましては、「テロ等準備罪」に関する資料（全3ページ）を送付させていただきます。ご地元で説明される際のご参考、また、お手元資料、配布資料などとしてご利用下さい。

事実に反する
内容が多々
含まれて
いるので、
だまされては
いけない
！！！！

「共謀罪立法ができなければ国連条約を締結できない」 = ウソ

3-1

『テロ等準備罪』について

1. 『テロ等準備罪』：その必要性

テロ等の凶悪な組織犯罪、国際犯罪が各国で頻発しています。わが国においても、3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックの安全な開催などのためには、テロ等の組織犯罪を未然に防ぐための国際協力が不可欠です。

捜査共助や犯罪情報共有などの国際協力を積極的に進めるためには、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結を急がなければなりません。この条約は既に、世界で187の国・地域が締結済みで、国連加盟国（193か国）で未締結の国は、わが国を含めて11か国※のみです。

このTOC条約を締結するためには、条約が求めている義務（重大犯罪の実行の合意の犯罪化）を履行するための国内法の整備が不可欠です。

この国内法が「テロ等準備罪」を新設する「組織的犯罪処罰法」の改正です。

※ 条約未締結の11か国：日本、ブータン、イラン、コンゴ（共）、南スーダン、ソマリア、パラオ、ツバル、バプア・ニューギニア、ソロモン諸島、フィジー

組織犯罪に立ち向かう国際協力の輪に参加するためには、テロ等準備罪を新設する「組織的犯罪処罰法」の改正が必要です。

- ノルウェーとブルガリア以外は、共謀罪立法なしに条約を締結
- 2004年の国連「立法ガイド」は、共謀罪立法が義務でないことを明言している

2004年国連「立法ガイド」第51項：「共謀罪立法は義務でない」

- Article 5 of the Convention recognizes the two main approaches to such criminalization that are cited above as equivalent. The two alternative options of article 5, paragraph 1 (a) (i) and paragraph 1 (a) (ii) were thus created to **reflect the fact that some countries have conspiracy laws, while others have criminal association (*association de malfaiteurs*) laws.**
- The options allow for effective action against organized criminal groups, **without requiring the introduction of either notion—conspiracy or criminal association—in States that do not have the relevant legal concept. ...**

「テロ対策に穴がある」 = ウソ



ひどいね

「組織的犯罪処罰法」改正のポイント

- ①テロ等準備罪の新設（詳細は次ページ以降を参照）
- ②証人等買収罪の新設 ⇒ 司法妨害への対処
- ③犯罪収益の前提犯罪の拡大等 ⇒ マネーロンダリングへの対処
- ④国外犯処罰規定の整備

一口メモ

- 野党の一部は、国内法を整備しなくてもT O C条約を締結できると言っていますが、現在のわが国の法律では、T O C条約の求める義務を果たすことができません、その隙間を埋める今回の法律の整備が必要となるのです。
- 例えばわが国の現行法では、テロ組織が水道水に毒物を混入することを計画し、実際に毒物を準備した場合であっても、この時点で処罰することができません。「テロ等準備罪」は、T O C条約の求める、このような重大な犯罪の計画・準備行為をした段階で処罰することを可能にするものです。
- そもそも国内法を整備しなくてもT O C条約を締結できると言うのなら、民主党政権時代に条約締結できたはずで、野党の批判はあまりに無責任な発言です。

● 毒物混入の準備には殺人予備罪と毒物劇物取締法違反の罪が成立

● 過去の議論は「立法ガイド」をふまえていなかったもので、現在と事情が異なる

「一般人には適用されない」 = ウソ



ひどいね

3-2

2. 『テロ等準備罪』：その成立要件

テロ等準備罪では一般の方々は処罰対象にはなりません。

まず、(1) 犯罪主体をテロ集団、麻薬密売組織などの組織的犯罪集団に限定し、さらに、(2) 重大犯罪の計画、そして(3) 犯罪の実行準備行為があつて初めて、処罰対象となるものです。

(1) 犯罪主体

テロ集団・暴力団・麻薬密売・人身売買組織など、重大な犯罪の実行を目的とする組織的犯罪集団

(2) 重大犯罪の計画

重大犯罪である「対象犯罪」の遂行を2人以上で計画

※対象犯罪とは、長期4年以上の懲役・禁錮に当たる罪のうち、組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるもの（次ページ参照）

(3) 実行準備行為

計画をした者のいずれかが、計画に基づいて行う犯罪資金の調達や犯行に使う凶器・弾薬等の手配、犯行現場の下見をするなどの行為

このような犯罪の成立要件からして、組織的犯罪集団に入っていない一般の方々が、処罰の対象になることはありません。

- 組織的犯罪集団は事前に指定・認定されるものではなく捜査機関が判断
- 「テロリズム集団**その他**」では限定にならない
- 「準備行為」にも「**その他**」がついており無限定

このような犯罪の成立要件からして、
組織的犯罪集団に入っていない一般の方々が、
処罰の対象になることはありません。



ひどいね

一口メモ

- ① 「テロ等準備罪」は、対象となる団体が「組織的犯罪集団」に限られているので、労働組合やNPOなど正当な活動をする団体が処罰の対象となることはありません。もちろん、居酒屋で「上司を殴ると意気投合」しても処罰されませんし、一般のメールやSNS上のやり取りで処罰されることもあり得ません。
- ② 正当な活動をしている団体の目的が「一変」して「組織的犯罪集団」になることがあるとの指摘があります。これは、例えば普通の宗教団体が、理教のように重大なテロを起こすような団体に変わることもあり得ることを念頭に置いたものですが、「組織的犯罪集団」に当たるかどうかは、その団体が設立時に正当な団体であったかどうかではなく、テロ等準備罪の適用時点において、犯罪を目的とする集団になっているかどうかで決まるものです。
- ③ このように、今回の法律によって、「日本が監視社会になる」といったことは、決してありません。

- 法案の条文に限定の文言はない
- 最高裁判例も限定を否定している
- すでに監視は起こっている

3. 『テロ等準備罪』：その対象犯罪

かつての「共謀罪」の法案では、当時、615あった懲役・禁錮4年以上の犯罪すべてを対象にしていました。

今般の法律案は、TOC条約において、各国の法律で対象犯罪を「組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪」とすることができる、と規定していることに着目しました。

犯罪主体を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」に限ることを法律で明確にした上で、「重大な犯罪」に該当するもののうち「組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるもの」のみを限定的に規定することによって、懲役・禁錮4年以上の676の対象犯罪を277に限定しました。

277の対象犯罪の代表例

①テロの実行

組織的な殺人、現住建造物等放火、航空機を墮落させる行為、拳銃等の発射、サリン等の発散、流通食品への毒物の混入

②薬物

覚醒剤、ヘロイン、コカイン、大麻の輸出入・譲渡等

③人身に関する搾取

人身売買、集団密航者を不法入国させる行為、強制労働、売春をさせる行為、臓器売買

④その他資金源

組織的な詐欺、高金利の契約、通貨偽造、マネーロンダリング

⑤司法妨害

偽証、組織的な犯罪に係る証拠隠滅、逃走援助

〈テロ等準備罪の法定刑〉

対象犯罪が10年超の懲役・禁錮の刑の場合は、5年以下の懲役・禁錮
4年以上10年以下の懲役・禁錮の刑の場合は、2年以下の懲役・禁錮

対象犯罪限定のウソ

- 「組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるもの」に限定したのではなく、公権力の私物化や汚職の罪を除外
 - 警察などの職権濫用罪・暴行陵虐罪を除外
 - 公職選挙法違反・政治資金規正法違反の罪を除外
 - 商業賄賂罪を除外
- マフィア対策条約である国連条約との関係でも説明がつかない

日弁連「いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の国会上程に対する会長声明」2017.3.31.

- ①テロリズム集団は組織的犯罪集団の例示として掲げられているに過ぎず、この例示が記載されたからといって、犯罪主体がテロ組織、暴力団等に限定されることになるものではないこと、
- ②準備行為について、計画に基づき行われるものに限定したとしても、準備行為自体は法益侵害への危険性を帯びる必要がないことに変わりなく、犯罪の成立を限定する機能を果たさないこと、
- ③対象となる犯罪が277に減じられたとしても、組織犯罪やテロ犯罪と無縁の犯罪が依然として対象とされていることから、
- 上記3点を勘案したとしても、日弁連意見書で指摘した問題点が解消されたとは言えない。

「オリンピックのためのテロ対策」 = ウソ

- 2002年 法制審議会で検討
- 2003年 3月 第156回通常国会に法案提出（廃案）
- 2004年 2月 第159回通常国会に法案再提出（継続）
- 2005年 8月 衆議院解散に伴い廃案
- 2005年10月 第163回特別国会に法案提出（継続）
- **2009年 7月** 衆議院解散により廃案

オリンピック
準備が進められ
ていたとき、
法案は国会に
提出された状態
にあった！

「オリンピックのためのテロ対策」 = ウソ

東京新聞 3/19

- 治安対策に関する政府の行動計画を、2003年、2008年、2013年のバージョンのすべてにわたって調査した結果：
- 五輪開催決定を受けて**13年12月**に閣議決定した政府の治安対策に関する行動計画「『世界一安全な日本』創造戦略」では、東京五輪を見据えたテロ対策を取り上げた章に「共謀罪」創設の必要性を明確に記した文言はない。.....政府は治安対策に関する行動計画を03年に策定、08年、13年に改定した。03年と08年でも**「共謀罪」は.....テロ対策の章には出てこない。**

テロ対策立法はすでに完結



- 日本は国際条約や国連決議にはすべて対応済み
国連国際組織犯罪防止条約が対象とする「組織的犯罪集団」は、
「利得目的」で一定期間以上継続する「集団」

- 日本法におけるテロリズムの定義の例

特定秘密保護法12条2項1号：「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」

- 今般の修正後法案：「テロリズム集団その他」を書き加えただけ

テロのための条文は**1か条もない**

「共謀罪法案に反対する刑事法研究者の声明」2017.2.1.

- 日本刑法学会理事7名が呼びかけ、狭義の刑事法の専門家だけで161名が参加
- 1. テロ対策の立法はすでに完了している
- 2. 国際条約の締結に共謀罪立法は不要
- 3. 現在、捜査権限が濫用されており、立法による権限の極端な拡大はさらなる人権弾圧につながる
- 4. 日本は劇的に治安が向上しており独自の組織犯罪対策もある
- 5. テロの危険が高まったのは安保法制のせい

テロの共謀は摘発できない → 日本人ばかりが対象に

■ 使用言語の例

アラビア語
(西アジア)

ベンガル語
(バングラデシュ)

ウルドゥー語
(パキスタン)

■ 日本の現状： 法廷通訳の確保が大変というレベル

なぜテロ「等」準備罪＝共謀罪 法案が復活？

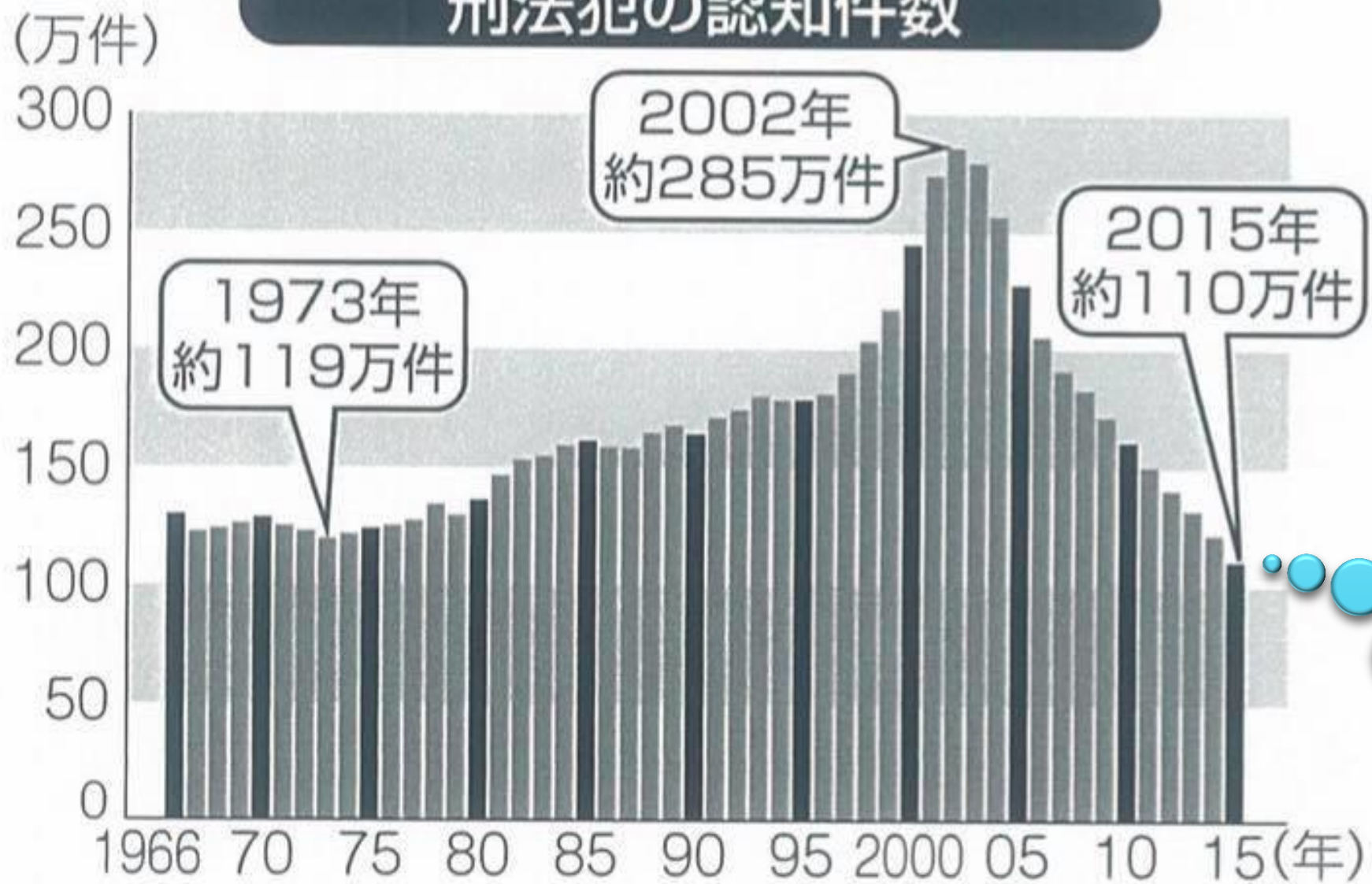
政権に不都合な活動が排除され、不都合な人間は監視下に

不都合でない人間も警察の実績づくりの対象に

- 捜査情報の米国への横流しが目的？（スノーデン氏）
- 危険物を持たずにある場所に行く行為が「実行準備行為」なのか散歩なのかの区別は、**内心の目的のみ**

刑法犯の認知件数

神奈川新聞



※警察白書を元に作成

警察
ヒマ？

捜査権限が広範に濫用されるおそれ

- 危険物の扱いはすでに現行法で処罰できる
- 共謀罪は、それ自体としては危険でない「準備行為」が対象で、無限定
日常的行為や研究開発活動、表現活動の準備がすべて含まれる
- 危険物がないのに摘発するためには？
 - 通信傍受を広く用いるか、
 - 証拠がなくても検挙するか しかない
- 法務大臣は通信傍受の対象とすることを否定せず

「中核派」加須市課長ら逮捕

県警

反原発ツアーで「白タク」容疑

反原発活動が目的とみられるツアーを企画し、無許可で参加者をワゴン車に乗せて運行したとして、県警は十八日、道路運送法違反(一般旅客自動車運送事業の無許可経営)の疑いで、

ツアーがあった日は、楢葉町で福島第一原発事故による避難指示が解除された当日で、県警は三人が反原発活動の名目で、インターネットを通じて参加者を募

ったとみている。また、三人は福島第一原発事故後、継続的に同様の口で参加者を募って、運行していた可能性もあるとみて、調べている。

「仕事熱心、信じられぬ」

市役所職員に驚きの声

加須市花崎二、同市障がい者福祉課長幼方忠雄(五)、川越市藤間、無職高木美佐子(七)、上尾市原市、職業不詳鎌倉玲司(六)の三容疑者を逮捕した。県警は、三人はいずれも「中核派」の活動家だとしている。

幼方容疑者が勤務する加須市役所では、県警が同容疑者を中核派活動家だと発表したこと、職員から

福祉課長、保育課長などを経て、現在は福祉部副部長兼障がい者福祉課長を務めている。

逮捕容疑では、二〇一五年九月五日、無許可でワゴン車に数人を乗せ、さいたま市大宮区から福島県楢葉町までを日帰り往復し、一人あたり約四千元を受け取ったとされる。県警は三人の認否を明らかにしていない。

「信じられない」と驚きの声が上がった。逮捕されたことに対しては、市職員課は「情報収集している。まだ容疑の段階なので事実関係がはっきりしてから対応する」としている。

市によると、同容疑者は一九七九年に入庁。高齢者勤務態度はまじめで、無断欠勤をするようなこともなく、同容疑者を知る職員らは「温厚な人で、信じられない」と口をそろえる。同容疑者の上司は「熱心に福祉の仕事をやっている。信じられない」と驚いていた。

松本さんら書類送検

松本伊代さんがブログに掲載した写真

松本さんら

先月 京都市内の嵯峨嵐山駅近くの
踏切から無許可で線路に入った疑い



大量免許 取消処分

(そうもう
くっきの
かい)

まとめ

- すでにテロ対策の法律は十分にある
- 共謀罪立法による治安の向上はない
- 適用しようとするれば広範な人権抑圧に至る
- 通常の市民生活や、研究開発・表現活動にも影響
- 政府に敵対的でなく違法行為をしていない者もターゲットとされるおそれ
- テロ対策・オリンピックのためとは真っ赤なウソ
- 自分たちだけは対象外!?! 恣意的な内容の法案を許すな
- 捜査機関は一般市民を弾圧せず、汚職を摘発すべき



100%監視と
粛正で
犯罪のない
社会に★

Thank you!

